

入札公告（説明書）

平成 28 年 10 月 31 日
東日本高速道路株式会社北海道支社
支社長 川添 卓司

次のとおり、一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下、「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告(説明書)』に記載のとおり実施します。

第 1 基本事項（調達手続の概要）

| | |
|------------------|--|
| 1-1. 調達機関番号 | 417 |
| 1-2. 所在地番号 | 01 |
| 1-3. 品目分類番号 | 41 |
| 1-4. 契約件名（工事名） | 北海道横断自動車道 新光工事 |
| 1-5. 契約責任者 | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 支社長 川添 卓司 |
| 1-6. 契約担当部署 | 東日本高速道路株式会社 北海道支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5 丁目 12 番 30 号 (電話) 011-896-5777 |
| 1-7. 競争契約の方法 | 一般競争入札（WTO 政府調達協定適用） |
| 1-8. 競争参加資格の確認 | 事前審査方式（通知型） |
| 1-9. 入札の方法 | 電子入札又は郵送入札 ... 入札者に対する指示書[5]を参照のこと。 |
| 1-10. 落札者の決定方法 | 総合評価落札方式（技術提案評価型【施工体制確認型併用】） |
| 1-11. 入札前価格交渉の有無 | 無 |
| 1-12. 単価表の提出 | 必要 ... 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 1-13. 単価協議 | 有 ... 入札者に対する指示書[26]を参照のこと |
| 1-14. 入札保証 | 必要 ... 入札者に対する指示書[15]を参照のこと |
| 1-15. 履行保証 | 必要 ... 入札者に対する指示書[29]を参照のこと |
| 1-16. 契約書の作成 | 必要（電子契約の方法による）...入札者に対する指示書[30]を参照のこと |
| 1-17. 契約図書 | |

(1) 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。なお、本件競争入札に参加を希望する者(以下、「競争参加希望者」という。)及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。

| | |
|------------|--|
| 入札公告(説明書) | 本書 |
| 標準契約書案 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【土木工事契約書】を使用すること |
| 入札者に対する指示書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【電子入札用】又は【郵送入札用】を使用すること |
| 共通仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/ 【土木工事共通仕様書（平成 28 年 7 月）】を使用すること |

| | |
|---------------|---|
| 特記仕様書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| その他契約(発注用)図面等 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| 金抜設計書 | http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/ |
| 競争参加資格確認申請書 | 本書の様式1のとおり |
| 入札書 | 電子入札システムの様式又は上記 入札者に対する指示書の様式1のとおり |
| 単価表 | 上記 の金抜設計書により作成する |

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。
ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法 (CD-R 配布等) により交付するので、記 1-6 . 契約担当部署へその旨申し出ること。
- (5) 契約図書の交付期間 平成 28 年 10 月 31 日 (月) から平成 28 年 11 月 30 日 (水) まで
なお、上記期間を過ぎるとダウンロード出来なくなるものもあるので注意すること。

第2 調達手続に付する事項(工事概要)

2-1 . 工事概要

- (1) 工事場所 北海道横断自動車道
自) 北海道小樽市朝里川温泉一丁目
至) 北海道小樽市新光町
札樽自動車道
自) 北海道小樽市勝納町
至) 北海道小樽市星野町
- (2) 工事内容 本工事は、小樽市新光地区の本線工事と小樽 JCT 整備に伴う札樽自動車道への接続及び小樽 JCT 付近に整備する雪捨場の施工を一体として行う工事である。
- (3) 工事概算数量
- | | |
|--------|----------------------|
| 総延長 | 3,457m |
| 土工延長 | 3,457m |
| 切盛土工 | 690 千 m ³ |
| 溝渠工 | 1 基 |
| 跨高速道路橋 | 1 橋 |
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から 690 日間
- (5) その他 本工事は、「工事の品質確保を促進する設計施工協同連絡会議」(以下、「三者協議会」という。)を実施する対象工事である。

第3 調達手続に参加するための条件等

3-1 . 競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者(以下、「入札者」という。)は、次に示す事項をすべて満たす者とし、記 3-2 に示す「競争参加資格確認申請書」(以下、「申請書」という。)を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めた者とする。

- (1) 審査基準日(記 3-3 に示す「申請書」の提出期限の日をいう。以下同じ。)において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条(入札者に対する指示書[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。

- (2) 開札時において、工事種別「土木工事」にかかる『平成 27・28 年度工事競争参加資格』を有する者で、かつ当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（経営事項評価点数）が 1,500 点以上の者であること。
- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）。
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）。
- (5) 審査基準日において、平成 18 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記の同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。

同種工事：下記を必要とする。

a) 土工量（「施工掘削量又は切土量」又は「施工盛土量又は埋戻し量」の大きい方）が 30 万 m³ 以上ある道路土工工事

b) 道路の車線規制を実施した工事

ただし、記載した工事が、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ) NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ) 上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、に示す本件工事にかかる設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の 1)又は 2)に該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者
- 2) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者

本件工事に係る設計業務等の業務名および受注者

- ・北海道横断自動車道 天神新光地区附帯工設計（受注者：大日コンサルタント株式会社）
- ・北海道横断自動車道 小樽東地区附帯工設計（受注者：株式会社オリエンタルコンサルタンツ）
- ・北海道横断自動車道 小樽東地区道路詳細設計（受注者：株式会社オリエンタルコンサルタンツ）
- ・北海道横断自動車道 小樽東地区高盛土安定解析業務（受注者：株式会社オリエンタルコンサルタンツ）
- ・北海道横断自動車道 小樽東地区道路実施設計（受注者：株式会社建設技術研究所）
- ・北海道横断自動車道 新光跨道橋耐震設計（受注者：株式会社日本構造橋梁研究所）
- ・北海道横断自動車道 小樽東地区トンネル工事用道路設計（受注者：株式会社建設環境研究所）
- ・北海道横断自動車道 小樽東地区舗装詳細設計（受注者：株式会社 C P C）
- ・平成 24 年度 保全点検業務等（施設保全工事業務等）の実施に関する年度協定

調査等業務 余市～小樽間施設配置等検討業務（受注者：株式会社ネクスコエンジニアリング北海道）

- (7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本件工事若しくは調査等の発注に関与した者でないこと、又は現に に示す施工（調査等）管理業務の受注者、当該施工（調査等）管理業務の受注者と資本若しくは人事面において関連がある者、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次の1)又は2)に該当する者である。

- 1) 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者
- 2) 業者の代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者

施工(調査等)管理業務の業務名及び受注者

- ・北海道横断自動車道 小樽東地区施工管理業務(受注者:株式会社横浜コンサルティングセンター)
- ・北海道横断自動車道 小樽西地区施工管理業務(受注者:株式会社横浜コンサルティングセンター)

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間(期首及び期末の日を含む)において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く)。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、入札者に対する指示書1[1]入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願いの(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下、この資本関係の記載中において同じ。)又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、この資本関係の記載中において同じ。)と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この人的関係の記載中において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。)を現に兼ねている場合

【役員の定義】

- 1) 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)
- 2) 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。)
- 3) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記又はと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

- (1) 入札者は、次に示す申請書を作成しなければならない。

| 申請書(様式) | 作成に係る留意事項 |
|--|---|
| 競争参加資格確認申請書 (様式1) | 必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]を参照のこと |
| 企業の施工実績 (様式2) | 記3-1.(5)に示す「同種工事」の要件を満たす施工実績を記載すること 記載にあたっては、様式2に示す《記載上の注意事項》に従うこと |
| 暴力団排除に関する誓約書 電子(入札者に対する指示書 様式3) 郵送(入札者に対する指示書 様式4) | 記載にあたっては、入札者に対する指示書を参照のこと |

- (2) 入札者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

- (1) 入札者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請をしなければならない。
- 申請期間 平成 28 年 10 月 31 日（月）から平成 28 年 11 月 30 日（水）午後 4 時 00 分まで
- 申請場所 記 1-6.「契約担当部署」
- 申請方法 電子入札システム、書留郵便又は信書便（申請期間内に必着のこと）
申請書類の総容量が 2MB を超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。
- 申請書類 記 3-2 により作成した「申請書」
- (2) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9]〔2〕を参照のこと。

3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、入札者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該入札者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。
- 確認結果通知予定日 平成 28 年 12 月 7 日（水）
- (2) 「競争参加資格がない」とされた者は、本書面を受け取った日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内に、当職に対し指名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる。（様式 6）
- (3) その他競争参加資格の確認に係る留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

第 4 総合評価落札方式

4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式とは、記 3-4（競争参加資格の確認）において、競争参加資格があると認められた入札者から NEXCO 東日本が示す設計図書に基づく標準案に対する技術提案書の提出を求め、その内容に基づき技術的な評価を行う技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することにより NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、記 5-3（落札予定者の決定）に示す。

4-2. 技術評価の評価項目等

- (1) 技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書に係る評価項目及び配点（技術評価点）は次のとおりとする。

| 技術評価項目 | | 配点 |
|--------|--------------------------|------|
| 技術提案 | 高盛土の施工時における材料の管理手法及び施工管理 | 10 点 |
| | 近接施工となる札樽自動車道への安全対策方法 | 10 点 |
| 合計 | | 20 点 |

4-3. 技術提案書の作成

- (1) 入札者は、次に示す「技術提案書」を作成しなければならない。

| 申請書（様式） | 作成に係る留意事項 |
|------------------------|---|
| 技術提案書（1/2） （様式 3-1） | 必要事項を記載のうえ記名すること 記載にあたっては、様式 3-1 に示す《記載上の注意事項》に従うこと |
| 技術提案書（2/2） （様式 3-2） | 様式 3-1 で技術提案を「有り」とした技術評価項目にかかる技術提案内容を記載すること 提案数は技術評価項目ごとに 2 提案以内とする。なお、2 提案を超えて提案した場合、3 提案目以降は評価対象としない 提案は、1 施工内容で 1 提案とする。また、複数技術を組み合わせなければ効果が発揮できないなど、一体不可分の内容となっている場合は、1 提案とみなす。ただし、以下の例のような |

| | |
|--|---|
| | <p>提案は複数提案とみなす</p> <p>【提案例（複数提案と認められる例）】</p> <p>コンクリート（材料に関するものを除く）の品質向上に関する提案</p> <p>提案内容： の品質向上対策を実施する。</p> <p>施工方法等： ・ を行う。 ・ を行う。 ・ を行う。 } それぞれが独立した施工内容で、一体不可分ではなく、1提案内に複数提案がある。</p> <p>1提案に複数提案が認められた場合、他の提案より優位な評価とはしない</p> <p>記載する内容は、実施結果を監督員に報告するなど、履行確認が可能な内容とする。履行確認ができない内容を含む提案がなされた場合、その提案は「不採用」とする</p> |
|--|---|

4-4．技術提案書の提出

(1) 入札者は、技術提案の有無にかかわらず、次に示すとおり技術提案書の提出を行わなければならない。

提出期限 平成 28 年 12 月 14 日（水） 午後 4 時 00 分まで
 提出場所 記 1-6.「契約担当部署」
 提出方法 書留郵便、信書便又は持参（提出期間内に必着のこと）

4-5．技術提案の内容に関するヒアリング等

- (1) 技術提案を「有り」として技術提案書の提出を行ったすべての入札者に対し、個別に、技術提案の内容にかかるヒアリング（技術交渉）を行うので、入札者はこれに応じなければならない。
- (2) ヒアリングの実施日時は、平成 28 年 12 月 19 日（月）から平成 28 年 12 月 28 日（水）までの間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、申請書に記載された入札者の担当者宛てに別途連絡する。
- (3) ヒアリングの結果、NEXCO 東日本が入札者に対し技術提案の改善を求めた場合又は入札者から技術提案の改善希望があった場合、入札者は改善技術提案書を提出するものとする。なお、改善技術提案書の提出にかかる事項については、ヒアリング時に連絡する。

4-6．技術提案書の採否の確認等

(1) 契約責任者は、入札者から提出された技術提案書（又は改善技術提案書）に基づき、当該入札者の技術提案書の採否について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 平成 29 年 1 月 19 日（木）

- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。
- (3) 契約責任者は、上記(1)において技術提案書の採否の確認の他、採用するとした技術提案書の内容を次に示す基準に基づき評価する。なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

| 技術評価項目 | | 評価基準 | | | 配点 |
|---|--------------------------|---|--|-------|--------|
| 技術提案 | 高盛土の施工時における材料の管理手法及び施工管理 | 様式 3-2 に基づき、記載された提案ごとに秀・優・良・可・評価無・不採用の 6 段階で評価し、配点は下記のとおりとする。 | | | 各 10 点 |
| | 近接施工となる札樽自動車道への安全対策方法 | 判定 | 評価基準及び評価値 | | |
| | | 秀 | 標準案と比して改善効果が極めて優良と認められ、具体的に提案の根拠が示されている場合 | 10 点 | |
| | | 優 | 標準案と比して改善効果が優良と認められ、具体的に提案の根拠が示されている場合 | 7.5 点 | |
| | | 良 | 標準案と比して改善効果が良好と認められ、具体的に提案の根拠が示されている場合 | 5 点 | |
| | | 可 | 標準案と比して改善効果が認められ、具体的に提案の根拠が示されている場合 | 2.5 点 | |
| | | 評価無 | 標準案と同程度の提案である（同一の場合も含む）場合又は具体的に提案の根拠が示されていない場合 | 0 点 | |
| | | 不採用 | 標準案と比して明らかに劣る提案で実効性が認められない場合 | - 点 | |
| <p>評価は提案ごとに各評価者が上記の評価基準に基づき行い、各評価者の評価点の和を評価者数で除して各提案の評価点を算出し、得られた提案ごとの評価点の和を 2 で除して各技術評価項目の評価点を算出する。なお、算出した評価点は小数第 4 位を切り捨てとする。</p> | | | | | |

| | | |
|----|--|-----|
| | <p>過度なコスト負担を要する提案の取り扱い</p> <p>本件工事における過度なコスト負担を要する提案は、下記の事例を想定している。</p> <p>高価な内容を採用することにより、設計図書等に定められた管理基準を大幅に超える対策を実施する提案</p> <p>なお、評価項目に対するより優れた提案であっても、過度なコスト負担を要する提案は、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価とはしない。</p> | |
| 合計 | | 20点 |

4-7．施工体制確認

施工体制の確認は、どのように施工体制を構築し、その体制が品質確保の実現性・确实性の向上につながるかを確認するため、開札後に、原則として、契約制限価格の範囲内の価格で入札したすべての入札者に対して入札時に提出された単価表や追加で求める資料（施工体制確認資料）に基づき施工体制確認のためのヒアリング（施工体制確認ヒアリング）を実施する。

4-8．施工体制確認資料の提出要請

入札者のうち、その入札価格が「工事における低入札価格調査について（要領）」（以下「低入調査要領」という。）1-3に規定する調査基準価格に満たない者に対して、施工体制確認資料の提出を求める。

なお、施工体制確認資料の提出要請は、記5-2. の開札の後、平成29年2月21日（火）午後4時00分までに申請書に記載された入札者の担当者宛て電子メール等により行う。

4-9．施工体制確認資料の作成

記4-8により施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、低入調査要領2-3-2(1)1) に規定する求める調査資料のうち、下表に示す様式を作成するものとする。

| 様式番号 | 資料名称 |
|--------|---|
| 様式1 | 施工体制確認資料の提出について （留意事項） 「低入札価格調査資料の提出について（重点調査）」を「施工体制確認資料の提出について」に書き換えて作成すること 「代表取締役名及び代表取締役押印」は削除する 「3.提出書類の様式番号・資料名称」は以下の内容に書き換えて作成すること |
| 様式3-1 | 入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書の明細書 |
| 様式3-2 | 現場管理費の内訳書 |
| 様式4 | コスト縮減額調書 |
| 様式5 | 下請予定業者一覧表 |
| 様式6 | 配置予定技術者名簿 |
| 様式9-2 | 資材購入予定先一覧 |
| 様式10-2 | 機械リース元一覧 |
| 様式11-1 | 労務者の確保計画 |
| 様式11-2 | 工種別労務者配置計画 |
| 様式12-1 | 建設副産物の搬出地 |
| 様式12-2 | 建設副産物の搬出に関する運搬計画書 |
| 様式13 | 資材等の搬入に関する運搬計画書 |
| 様式14-1 | 品質確保体制（品質管理のための人員体制） |
| 様式14-2 | 品質確保体制（品質管理計画書） |
| 様式14-3 | 品質確保体制（出来形管理計画書） |
| 様式15-1 | 安全衛生管理体制（安全衛生教育等） |
| 様式15-2 | 安全衛生管理体制（点検計画） |
| 様式17 | 施工体制台帳 |

4-10．施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、施工体制確認資料を次のとおり提出するものとする。

| | |
|---------|--|
| 資料の提出期限 | 平成 29 年 2 月 24 日（金） 午後 4 時 00 分まで |
| 資料の提出場所 | 記 1-3「契約担当部署」 |
| 資料の提出方法 | 書留郵便、信書便又は持参（提出期間内に必着のこと） |
| その他 | 施工体制確認資料は提出期限以後の修正及び再提出は認めない。 また、資料の提出期限までに資料の提出がされない場合は当該者の施工体制は記 4-12(1)において不適と判断し、当該者が行った入札は無効とする。ただし、入札を無効とする以外の不利益措置は講じない。 |

4-11．施工体制確認ヒアリング

- (1) 契約制限価格の範囲内で入札を行ったすべての入札者に対し、原則として、入札時に提出された単価表や施工体制確認資料に基づき施工体制確認ヒアリングを行うので、入札者はこれに応じなければならない。
- (2) ヒアリング日時及び方法は、申請書に記載された入札者の担当者宛てに別途連絡する。ヒアリングへの出席者は、資料の説明が可能な者を合わせ最大 4 名とする。
- なお、ヒアリングに応じない場合は、当該者の施工体制は 4-12(1)において不適と判断し、当該者が行った入札は無効とする。ただし、入札を無効とする以外の不利益措置は講じない。

4-12．施工体制確認の評価（施工体制評価）

- (1) 契約責任者は、施工体制確認ヒアリングに基づき次に示す基準で施工体制評価を行う。

なお、評価した内容は落札者決定後、入札状況調書において公表を行う。

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|------------|---|------|
| 品質確保の実効性 | 工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合 | 5 点 |
| | 工事の品質確保のための適切な施工体制がおおむね確保され、設計図書等に記載された要件を確実に実現できると認められた場合 | 2 点 |
| | 資料が全部又は一部未提出の場合、ヒアリングに応じない場合など | 不適 |
| 施工体制確保の確実性 | 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合 | 5 点 |
| | 工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制がおおむね確保され、設計図書等に記載された要件を確実に実現できると認められた場合 | 2 点 |
| | 資料が全部又は一部未提出の場合、ヒアリングに応じない場合など | 不適 |
| 合計 | | 10 点 |

上記評価項目のいずれかに「不適」の評価がある場合、当該者が行った入札は無効とする。ただし、入札を無効とする以外の不利益措置は講じないものとする。

- (2) 施工体制評価の結果に応じて、次に示す算出式により技術評価点を算出するものとする。

（算出式）

$$\text{技術評価点} = A \times (B / 10 \text{ 点}) + B$$

A：技術提案書に関する技術提案の評価の配点

B：施工体制に関する評価の配点

第 5 入札・開札・落札者予定者の決定

5-1．入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

| | |
|------------|----------------------|
| 入札書 | 入札者に対する指示書[12]を参照のこと |
| 単価表 | 入札者に対する指示書[13]を参照のこと |
| 総合評定値 | 入札者に対する指示書[14]を参照のこと |
| 通知書（経審）の写し | |
| 入札ポンド | 入札者に対する指示書[15]を参照のこと |

5-2. 入札及び開札

(1) 入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

| | |
|----------|---------------------------------|
| 入札書の提出期限 | 平成 29 年 2 月 17 日（金） 午後 4 時 00 分 |
| 入札書の提出場所 | 記 1-6.「契約担当部署」 |

入札書の提出方法 電子入札システム、書留郵便又は信書便（提出期間内に必着のこと）
入札書提出時の添付書類（単価表及び総合評定値通知書（写し））の総容量が 2MB を超える場合は、入札者に対する指示書[16]及び[17]を参照のこと

開札執行日時 平成 29 年 2 月 20 日（月） 午後 2 時 00 分

開札執行場所 記 1-6.「契約担当部署」

その他

1) 入札者は、記 4-6.(1)の採否確認結果通知において、提案した内容が採用された場合は、採用された技術提案の内容に基づく入札を行うこと。

なお、入札書の提出の際に、採用された技術提案の見直し提案等の再度の提示・提出は認めないものとし、見直し提案等の事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

(2) 入札者は、入札及び開札にかかる留意事項として、入札者に対する指示書「5. 入札及び開札」を参照のこと。

5-3. 落札予定者の決定

(1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。

(2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

評価値（100点）＝ 価格評価点 ＋ 技術評価点

価格評価点（配点 30点）… 次に示す算式により算定する。

価格評価点（配点 30点）＝ 式 A × 0.5 ＋ 式 B × 0.5

（式 A）

$$\text{式 A} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

イ) 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、式 A の評価は「価格評価点の配点（配点＋定数）」とする。

ロ) 定数は、評価値を 100 点とするための補正值であり、本件工事では 40 とする。

ハ) 小数第 4 位以下を切捨てとする。

（式 B）

$$\text{式 B} = \text{配点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

イ) 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、式 B の評価は「価格評価点の配点（配点＋定数）」とする。

ロ) 定数は、評価値を 100 点とするための補正值であり、本件工事では 40 とする。

ハ) 小数第 4 位以下を切捨てとする。

技術評価点（配点 30点）… 記 4-6.(3)及び 4-12 に示す評価基準により算定する。

(3) 入札者は、落札予定者の決定にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

5-4．低入札価格調査

(1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、評価値が最も高い入札者のした入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

(2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

第6 三者協議会

6-1．三者協議会の実施方法

記2-1(5)に示す三者協議会の実施方法等を以下に示す。

(1) NEXCO 東日本が、本件工事の三者協議会への参加について設計者の同意を得た場合は、本件工事の落札者である施工者は、NEXCO 東日本及び設計者と「三者協議会の開催に係わる協定書」を締結するものとする。

(2) 三者協議会の開催は、次に該当した場合に、必要の都度開催する。

なお、開催にかかわる事務は NEXCO 東日本が行うものとする。

工事着手前に本件工事の設計の理念及び意図を確認する場合

施工途中において予期し得ない現地状況の変更等により設計の変更の判断を要する場合

その他、施工改善提案等について、施工者若しくは設計者から申出があり、発注者が開催を必要と認めた場合

(3) 三者協議会の開催に伴う設計者の出席に要する費用は、NEXCO 東日本が負担する。

第7 その他

7-1．使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

7-2．質問の受付

(1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

受付期間 平成 28 年 10 月 31 日（月）から平成 29 年 2 月 6 日（月）まで

受付場所 記 1-6 .「契約担当部署」

受付方法 質問書面（様式自由）を持参、書留郵便又は信書便（受付期間内必着のこと）により提出すること

(2) 上記(1)により受付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

回答期限 質問書を受理した日の翌日から原則として 5 日以内（行政機関の休日を含めない。）

回答方法 質問者に対して書面にて回答するほか、NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報」内の当該案件の備考欄に掲載し閲覧に供する。

http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/

(3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。

<http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/capacity/faq.html>

7-3．入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

7-4．支払条件

(1) 前金払 有：請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる
ただし、請負代金額が NEXCO 東日本の契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りでない。

(2) 部分払 有：請負契約書 37 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる

7-5．支払限度額の比率

請負契約書 39 条 1 項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を 2 桁とした額とする。

ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。

| 年度 | 比率 |
|----------|-----|
| 平成 28 年度 | 0% |
| 平成 29 年度 | 68% |
| 平成 30 年度 | 32% |

7-6．火災保険等の付保

土木工事共通仕様書「1-55-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

7-7．WTO に規定する継続工事の有無

本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本件工事の請負契約の相手方と随意契約の方法により締結する予定の有無 : 無

7-8．単品スライド条項の適用

請負契約書 25 条 5 項について適用する。

7-9．苦情申立て

本入札手続における競争参加資格の確認又はその他手続きに不服がある者は、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-5253-2111（大代表）（内線 45245））に対して苦情の申立てを行うことができる。

7-10．契約後の技術提案の取扱い

- (1) 本件工事の受注者は、記 4-6 . (1) の確認結果通知において、提案した内容が採用されている場合は、施工計画書に技術提案の内容に関する事項を記載するものとし、技術提案の内容に係る施工に先立ち、その履行確認方法について NEXCO 東日本と協議を行うこと。
- (2) 工事中における採用された技術提案の内容の変更は原則認めない。
ただし、受注者から合理的な理由に基づく技術提案内容変更の申し出があり、かつその変更する内容が記 4-6 . で採用された技術提案（以下、「採用された技術提案」という。）を下回らないと認められた場合は、この限りでない。
なお、この場合、変更された提案内容を採用する場合、土木工事共通仕様書「1-65 V E 提案に関する事項」は適用しない。
- (3) 工事中において、採用された技術提案内容の履行が、受注者の責によらず、請負契約書 18 条や 19 条等発注者の理由により不可能となった場合は、採用された技術提案の履行義務は消滅する。
- (4) 採用された技術提案により、設計図書において施工方法等に関する指定のない部分について、受注者の責任は軽減されない。
- (5) NEXCO 東日本は、技術提案の内容について、工業所有権が設定されているものを除き、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、本件工事以外の工事等において無償で使用する場合がある。
- (6) 採用された技術提案の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により技術提案内容の履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないと決定した場合は、本件工事の請負工事成績評定点を減ずる（最大 10 点）
また、請負契約書 25 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

7-11．契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号）に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。

- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成15年1月22日付、国総建第335号)に該当する技術者を配置し、契約後に出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局(総合政策局を含む)建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付を受けていること。
- (3) 上記(1)又は(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

7-12. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本件工事の受注者、本件工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本件工事の下請負人、本件工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本件工事の契約期間中、監督を担当する部署の施工(調査等)管理業務の入札に参加し又は施工(調査等)管理業務を請負うことはできない。なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。
- 当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者。
- 代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

以 上

対象書類様式（本工事に必要な書式は下記のとおり）

| 提出書類の様式 | | 提出の要否 | 提出期限日 |
|---------------|-----------------------|-------|------------------------------------|
| 競争参加資格確認申請書様式 | | | |
| 様式 1 | 競争参加資格確認申請書 | 必要 | 申請書の提出期限 平成 28 年 11 月 30 日(水) |
| 様式 2 | 企業の施工実績 | 必要 | |
| 技術提案書 | | | |
| 様式 3-1 | 技術提案書（ 1 / 2 ） | 必要 | 技術提案書の提出期限 平成 28 年 12 月 14 日(水) |
| 様式 3-2 | 技術提案書（ 2 / 2 ） | 必要 | |
| その他の様式 | | | |
| 様式 4 | 単価表の提出について | 必要 | 入札公告を参照のこと |
| 様式 5 | 単価協議後の単価表の提出について | 必要 | |
| 様式 6 | 競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書 | （注 1） | |
| 様式 7 | 再苦情申立書 | （注 1） | |

本様式集には、本件工事の技術資料等として必要なもののみ掲載している。

注 1 説明請求及び再苦情を申し立てる場合に作成する。

競争参加資格確認申請書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司 殿

仕入先コード 1

郵便番号
住所
会社等名
役職等
氏名 2

印

担当者名
電話
F A X
E-mail

平成 28 年 10 月 31 日付けで入札公告のありました北海道横断自動車道 新光工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、上記工事の入札公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- ・当社は、東日本高速道路株式会社契約規程実施細則第 6 条に該当する法人ではありません。
なお、同条第 4 項第六号に関しては、入札者に対する指示書内の「暴力団排除に関する誓約書」により、排除要請等の対象法人でないことを証明します。
- ・当社は、上記工事に係る設計業務等の受注者、当該設計業務等の下請負人、又は当該受注者若しくは下請負人と資本若しくは人事面において関連がある者ではありません。
- ・当社は、上記工事の入札に参加しようとする者の間に資本関係若しくは人的関係のある者ではありません。
- ・当社は、上記工事の監督を担当する部署の施工（調査等）管理業務の受注者、担当技術者の出向・派遣元、又は当該受注者若しくは担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連のある者（以下、「受注者等」という。）として本工事の発注に関与した者ではありません。また、現に受注者等ではありません。
- ・今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

1. 企業の施工実績（様式 2）

1：「仕入先コード」の欄には、有資格者名簿に記載の 10 桁のコード番号を記入すること。

2：「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者（＝契約当事者。事業部長・支店長・営業所長等）であれば構いません。

企業の施工実績

会社等名 : _____

| | | |
|-------|-------------|---|
| | 同種工事 | 同種工事 : a) 土工量 (「 施工掘削量又は切土量 」 又は 「 施工盛土量又は埋戻し量 」 の大きい方) が 3 0 万 m ³ 以上ある道路土工工事 b) 道路の車線規制を実施した工事 |
| 項目 | | |
| 工事名称等 | 工 事 名 | |
| | コリス登録番号 | |
| | 工 事 場 所 | |
| | 契 約 金 額 | |
| | 工 期 | |
| | 発注者名 | |
| | 工事成績 | 00 点 |
| | 受注形態等 (1) | 単体 / 共同企業体 |
| | 共同企業体の場合 | 協定方式 (1) : 甲 / 乙 出資比率 : 00% (建設 00%) |
| 工事諸元等 | 工法・規模・寸法等 | 土工量 : 000m ³ 道路種別 : 高速自動車道 道路名 : 自動車道 |

《補足事項》

1 : 該当するものを で囲むこと。

《記載上の注意事項》

代表的な施工実績 1 件を記載すること。なお、記載する施工実績は入札公告 (説明書) に定める競争参加資格要件を満たした施工実績でなければならない。

同種工事の各工事を異なる工事で施工した場合は、工事毎に 1 枚作成すること。【同種工事が複数ある場合】

記載した工事の「契約書の頭書の写し」又は「コリスに登録されている場合は工事カルテの写し」を添付すること。

契約書の頭書又は CORINS への登録内容で、上表「工事諸元等」に記載の内容が確認できない場合は、工事図面・特記仕様書等、その確認に必要な書類を添付すること。

記載した施工実績について、その発注者より工事成績評定の通知を受けているときは、その写しを添付すること。

技術提案書 (1 / 2)

会社等名 : _____

工事名) 北海道横断自動車道 新光工事

1. 技術提案の有無

| | | |
|----------------------------|------------|------------|
| 高盛土の施工時における材料の管理手法及び施工管理手法 | 技術提案 有り | 技術提案 無し |
| 近接施工となる札幌自動車道への安全対策方法 | 技術提案 有り | 技術提案 無し |

《記載上の注意事項》

技術提案書の提出を行う場合は「有り」に、技術提案書の提出を行わず設計図書に示す標準案に基づく施工を行う場合は「無し」に を付すこと。

2. 技術提案が「有り」の場合で不採用の場合における、標準案での施工意思の有無

| | | |
|----------------------------|-----------------|-----------------|
| 高盛土の施工時における材料の管理手法及び施工管理手法 | 標準案での施工意思 有り | 標準案での施工意思 無し |
| 近接施工となる札幌自動車道への安全対策方法 | 標準案での施工意思 有り | 標準案での施工意思 無し |

《記載上の注意事項》

技術提案が採用されなかった場合に標準案に基づいて施工する意思がある場合には「有り」に、技術提案が採用されない場合においても標準案に基づいて施工する意思がない場合には「無し」に を付すこと。

技術提案書 (2 / 2)

会社等名 : _____

工事名) 北海道横断自動車道 新光工事

| |
|-------------------|
| 「 _____ に関する技術提案」 |
| 【記載すべき項目】 |
| 1 . 提案の内容 |
| 2 . 技術提案の概要・特徴 |
| 3 . 施工方法及び改善効果等 |
| 4 . 履行確認方法 |

《記載上の注意事項》

評価項目毎に A4 判で 2 枚を限度に作成すること。

技術提案の内容を補足する図面等がある場合は、A4 判又は A3 判を用いて合計 5 枚以内で添付すること。

上記、 _____ に記載の枚数を超える場合は、技術評価点の加点を行わないので留意すること。

単価表の提出について

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号
住所
会社等名
役職等
氏名 1

印

工事名) 北海道横断自動車道 新光工事

提出書類
・単価表

1 : 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者（= 契約当事者。事業部長・支店長・営業所長等）であれば構いません。

《単価表の提出にかかる留意事項》

本件工事の第 1 回目の入札に際して、入札者に対する指示書[13]に規定する「単価表」の提出を求める。

提出された「単価表」を確認し、入札者に対する指示書[13] に該当し、適正な見積が行われていないと判断される場合には、当該入札を無効とすることがある。

必要に応じて、提出された「単価表」のヒアリングを求めることがある（入札者に対する指示書[13]を参照のこと）。

様式 5 (単価協議後の単価表の提出について)

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号

住所

会社等名

役職等

氏名 1

印

単価協議後の単価表の提出について

工事名) 北海道横断自動車道 新光工事

入札者に対する指示書[13] 又は[23]に示す単価表について、同指示書[26]に基づく単価協議の結果、別添のとおりとしましたのでご確認願います。

ご異議がなければ、当該単価表により同指示書[30]に基づく工事請負契約書を作成し提出します。

以 上

1 : 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者 (= 契約当事者。事業部長・支店長・営業所長等) であれば構いません。

平成 00 年 00 月 00 日

競争参加資格がないと認められた理由の説明請求書

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号

住所

電話番号

会社等名

役職等

氏名 1

印

平成 00 年 00 月 00 日付で通知された、北海道横断自動車道 新光工事に係る技術資料についての審査において、競争参加資格がないと認められた理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名 北海道横断自動車道 新光工事
2. 当該案件の公告日 平成 28 年 10 月 31 日
3. 疑問内容

以 上

1 : 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者 (= 契約当事者。事業部長・支店長・営業所長等) であれば構いません。

再苦情申立書

平成00年00月00日

東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 川添 卓司 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

郵便番号

住所

電話番号

会社等名

役職等

氏名 1

印

2 再苦情申立ての対象となる工事名

工事名 北海道横断自動車道 新光工事

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

1:「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長等)であれば構いません。